

# 補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和5年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	若者世代空き家活用補助金			補助金番号	G4-3	
所管部署	都市整備部 住宅まちづくり課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市若者世代空き家活用補助金交付要綱					
交付の目的	市外からの転入または市内の賃貸住宅等に居住する若者夫婦世帯・子育て世帯に対して、空き家の取得を支援することにより、若者夫婦世帯・子育て世帯の転入及び定住を促進させ、併せて空き家の解消を図ることを目的とする。					
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家を取得し解体後、当該敷地に新たに住宅を建築するための工事費</li> <li>・空き家を取得し解体に要する費用</li> <li>・空き家を取得し、居住するために行う改修工事費</li> </ul>					
補助率・補助額	その他					
交付先	個人					
開始年度	令和2年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	その他	○
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

## 2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	0	36,000	40,000	36,000
決算額	0	1,000	18,000	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	0	1,000	18,000	

(件)

交付実績	0	1	18	
------	---	---	----	--

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	本補助制度により、空き家の解消・有効利用や若者世代の定住促進が図られ、ひいては地域の住環境の向上となり、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	空き家の解消・有効利用や若者世代の定住促進といった事業目的を達成するための市民の動機付けとして必要不可欠な補助金交付である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	制度創設以降コンスタントに申込みがある。ニーズについては、アンケートや問い合わせ等で都度把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	本補助制度を利用することにより、必然的に空き家の解消、住宅の耐震化、若者世代の定住促進といった効果があげられる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	本補助制度は、住宅に係る工事費の一部を支援することから、補助金の交付が適正で効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件を満たす不特定多数の個人が交付申込可能な制度となっている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	上限を100万円(リフォームに関しては、補助率50%)とし、それを超える分については自己負担としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に明確に記載している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	毎年広報による案内を行うとともに、ホームページやパンフレットで周知を行っている。

## ②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	国や府等に重複する補助制度はない。

## 4. 補助金の今後の方向性

方向性	改正・改善して継続
上記方向性を 選択した理由	<p>制度運用後3年が経過している中、社会情勢の変化や日常の補助要綱に対する問い合わせ内容等を鑑み、本補助制度の本来の目的達成に向けて利用者拡大について改正が必要であると考えたため。</p> <p>【改正内容】</p> <p>① 親族(二親等以内)が所有する住宅(実家等)に居住している若者世代を新たに補助対象とする。 (従前は市外在住または市内の賃貸住宅在住の若者世代のみが対象)</p> <p>② 親族(二親等以内)との不動産の共有(若者世代の持分取得)を認める。 (従前は若者世代のみで所有することが要件)</p> <p>③ 親族(二親等以内)との連名による工事契約を認める。 (従前は若者世代のみで契約することが要件)</p>
対応完了・廃止予定時期	令和5年8月改正済